

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画折尾さつき台地区地区計画を次のように変更する。

名称		折尾さつき台地区地区計画
位置		北九州市八幡西区さつき台一丁目、さつき台二丁目、大膳一丁目及び則松六丁目地内
面積		約23.5ha
地区計画の目標		<p>当地区は、北九州市の副都心黒崎の西方約5kmに位置し、水巻町に隣接する丘陵地である。</p> <p>周辺地域では、郊外型住宅地として民間開発による道路や公園等の基盤整備がなされ、良好な新市街地の形成が進んでいる。</p> <p>当地区では、優良な低層戸建住宅地として開発が進められることから、緑豊かで安全かつ快適な低層戸建住宅地の形成と保全を図ることを目標とする。</p>
及び 区域の 整備・ 開発 の方針	土地利用の方針	連たんする周辺市街地の環境に配慮しつつ、良好な低層戸建住宅地として土地利用を図り、ゆとりとうるおいのある市街地の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途、敷地規模等の必要な制限を定め、低層戸建住宅地として優れた建築物の立地及び誘導を図る。
地区 整備 計画	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅(長屋を除く。次号において同じ。) 2 住宅で次の用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、居住の用に供しない部分の床面積の合計が50㎡以内のもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車)で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。) (2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質店、貸衣装屋、貸本屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車屋、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。) (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (6) 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。) 3 集会所又は公民館 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 5 前各号の建築物に付属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>200㎡。ただし、次のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集会所又は公民館 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する側に設ける場合は、生垣とし、これによりがたい場合は、ネットフェンス等で透視可能なものに植栽を組み合わせたものとする。ただし、ネットフェンス等の基礎で40cm以下のもの並びに門柱、門塀及び門扉については、この限りでない。

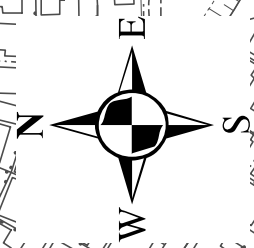
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成9年7月1日告示 第210号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 折尾さつき台地区地区計画の変更(北九州市決定)
S = 1/2, 500



計画図



凡例

 地区計画区域